

## 賃金職員の募集について

長崎税関では、事務補助を行う賃金職員を募集しております。

募集要領は次のとおりです。

募集人員	1名
勤務場所	長崎税関（長崎市出島町 1-36） ※雇用期間中、勤務場所の変更なし
募集条件	学 歴 不問 その他 パソコン操作（ワード、エクセル）ができ、基本的な SNS 知識がある方で、ホームページ作成ソフト、画像・動画編集ソフト等の使用経験がある方が望ましい 長崎市内又は長崎市近郊に在住し、交通機関を利用して通勤可能な方 なお、次に該当する方は応募できませんのでご了承ください。 (1) 日本の国籍を有しない者 (2) 国家公務員法第 38 条の規定により国家公務員となることができない者 ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者 ・ 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者 ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
雇用形態	賃金職員
職務内容	広報業務（ホームページ及び部内広報誌の作成・企画・編集、SNS による PR、写真・動画の撮影・編集、電話対応、渉外事務、来客対応、パソコンによる文書作成・データ集計、書類整理等） ※雇用期間中、職務内容の変更可能性あり
勤務条件	雇用期間 令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日（更新の可能性あり） 勤務時間 月曜日～金曜日 1 日 5 時間 30 分（別途休憩時間 45 分） 08：30～17：00 までの間の 5 時間 30 分（12：15～13：00 休憩） 報 酬 時給 1,205 円 各種手当 通勤手当（限度額 月 10,000 円）、賞与あり（年 2 回） 保 険 健康保険（共済組合）、厚生年金保険、雇用保険適用 休 日 土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3） 休 暇 採用日に 10 日の有給休暇を付与 服 務 国家公務員法に定められる諸規定を原則適用 給与支給日 原則として毎月 16 日（月末締切翌月支払）
応募要領	2 月 25 日（水）までに、「履歴書（写真添付）」及び「職務経歴書」を下記連絡先まで郵送もしくはメールにて送付願います（必着）。
選考方法	・ 応募書類をもとに書類選考を行います。 ・ 書類選考通過者には、2 月 27 日（金）までに面接日時を個別に連絡します。 ・ 書類選考を通過されなかった方へは、文書もしくはメールにて通知いたします。
面接試験	・ 書類選考通過者には、面接試験を受験していただきます。 ・ 面接日は、3 月 3 日（火）を予定しています。
連絡先	長崎税関総務部人事課人事第 1 係 〒850-0862 長崎市出島町 1 番 36 号 TEL 095-828-8621 Mail nagasaki-jinji@customs.go.jp